

史料紹介 一内国勸業博覧会史料と「日誌」から見る松宮太郎兵衛一

はじめに

本史料群の性格や、湯浅における製網業の展開およびその考察については「松宮太郎兵衛家文書―史料の概要と特色」を参照頂きたい。

本項では松宮太郎兵衛家文書（附「日誌」）を紹介する。

水産資源研究所所蔵の松宮太郎兵衛家文書は、江戸時代中期から大正時代まで、現在の和歌山県有田郡湯浅町で漁網商を営んでいた松宮家に関するおよそ 832 点の一括史料群である。この中から漁網商松宮太郎兵衛に関する基礎資料〈目録番号 298-3〉を提示し関連する史料を紹介していく。

後段で取り扱う同じく水産資源研究所所蔵の「日誌」史料（目録番号 338）は、明治期の松宮家当主であった松宮康秀氏が記した、明治 21（1888）年から明治 38（1905）年まで 18 年間、計 17 冊（明治 31（1898）年欠）の日誌史料である。

漁網商松宮太郎兵衛に関する基礎資料紹介の前に、まず松宮太郎兵衛家について少々触れておく。

松宮太郎兵衛家について

松宮家について、ご子孫である松宮俊樹氏への聞き取り調査および俊樹氏所有の「松宮家譜」（以下、家譜）および「日誌」を参考に記していく。

家譜は軸装された巻物状の形態で、冒頭の「序」には、「五代主人笑溪康秀ノ製作ニシテ明治三十三年夏六月ニ成ル」と記されている。このことから、家譜は明治 33（1900）年 6 月、明治期の松宮家当主康秀氏が作成した松宮家の系譜を記した史料であると思われる。

「序」に記された「五代主人笑溪康秀」は、「日誌」の「日誌 明治三十三年一月一日ヨリ全年十二月卅一日ニ至ルノ記事」〈目録番号 338-3-2〉6 月 20 日付記事欄外に「本日家譜ヲ作ル」と記されていることから、「日誌」を記した松宮康秀氏と同一であると推察できる。

家譜によると、松宮家太祖は太次兵衛であると記されており、初代太郎兵衛、2 代仙助、3 代太郎兵衛までは「傳ニ」という形で事績や資性が記されている。太次兵衛を含む先の 4 名と 4 代太郎兵衛の記述は、「日誌」の筆跡から康秀氏の手によるものであると推察される。5 代太郎兵衛（康秀氏）、6 代太郎兵衛の事績や資性の作成者については考察が必要なところであるが、6 代太郎兵衛については、文中に「父の好んだ」という表現がみられることからご子息が記したものであると推察される。

家譜によると、太祖太次兵衛から数えて 2 代目にあたる当主が初代太郎兵衛を名乗り漁網製造を行っていたと記されている。以降、松宮家は 6 代太郎兵衛の大正 6（1917）年まで湯浅で漁網製造を続けていたことが家譜から確認できた。

初代太郎兵衛は天明 7（1787）年に 55 歳で亡くなっていることが家譜に記されており、逆算すると享保年間（1716～1736 年）の生まれであることがわかる。少なくとも享保年間以降、天明 7 年に至るまでのいずれかの時期が漁網製造の出発点であると思われる。

一方、後ほど触れるが松宮太郎兵衛家文書の中には漁網製造の開始時期が享保年間より以前の宝永年間（1704～1711 年）であることを示す史料（目録番号 298-3 ほか）があり、創業時期について不確定な部分はあるが少なくとも 100 年以上漁網製造に携わってきたと思われる。

商店名としての松宮太郎兵衛

まず始めに、代々当主に継承されてきた松宮太郎兵衛（太祖、2 代を除く）が、商店名として使用されていたことが確認できる史料を紹介する。

（諸網ならびに麻類等大安売りにつき広告）〈目録番号 149〉

諸網（糸偏に苧）苧留以
并ニ長濱網 藤布麻布類色々
但馬糸 大安賣
紀州湯浅御藏町濱上リ口
網屋仙助變改
忝宮太郎兵衛

当史料の作成年代は不明だが、最後の 2 行に「網屋仙助變改 忝宮太郎兵衛」とあることから、ある時期に商店名の変更を行ったことが確認できる。

「網屋仙助」の史料は数点確認できたが、史料原文の紹介は割愛し目録の抜萃という形で紹介する（表 1）。

なお、史料の内容から網屋仙助は明治以前の商店名であると推察される。

表1 網屋仙助に関する史料

目録番号	年月日	標題	作成	宛名
25	戊9月12日	浦方取立、頼母子掛銀受取通		網屋仙助殿
31	午6月朔日	午六月十月迄勘定目録書	阿ミ屋 仙助	栩ノヤ長兵衛殿
35	文久2(1862)年戊5月	掛銀受取通		網屋仙助殿
123	午極月	一 借用之事(金5両につき)	栩ノ長兵衛(印)	網屋仙助様
159-4	慶應4(1868)年末4月	借用申金子之事	かり主 与七(印)、証人 安治郎(印)	網屋仙助殿

松宮太郎兵衛家文書について ー史料からみる漁網商としての姿ー

ここからは漁網商松宮太郎兵衛の姿を史料からみていく。

漁網商を営んでいた松宮家について、「(第3回内国勸業博覧会出品一覧)」〈目録番号298〉の中から、出品商品(漁網)の詳細を記した「第一号(小目網詳解)」〈目録番号298-3〉を使用する。

第3回内国勸業博覧会出品一覧は、明治22(1889)年7月5日松宮太郎兵衛が作成し、和歌山県知事松本鼎に宛てた第3回内国勸業博覧会への出品願を主とした一括史料である。

ここで使用する「第一号(小目網詳解)」は、漁網商松宮太郎兵衛の開業沿革、製網や販路、生産高および販売高などの漁網製造に関する情報が一紙の史料で確認できる。そこで当史料を基礎資料として提示し、関連事項に対応する史料を適宜紹介する。

なお、第3回内国勸業博覧会史料一括には「第一号(小目網詳解)」(以下、基礎資料)の他に2種類の漁網に関する史料があるが、漁網の種類以外は内容が重複するのでここでは取り扱わない。

第一号(小目網詳解)〈目録番号298-3〉

第一号 物名 小目網 方言 三拾廻り 出品人名 和歌山縣管下紀伊國有田郡湯浅村 松宮太郎兵衛

製造地 和歌山縣紀伊國有田郡湯浅村南廣村津木村ニ於テ之レヲ製ス

素質 但馬産ノ扱苧ヲ以テ製造ノ原質トス

製造法	但馬産ノ扱苧ヲ以テ績綜シ而シテ後チ結網ス
開業沿革	我祖松宮太次平宝永弍年中網商ヲ始シヨリ爾来今日ニ至迄営業継続至シ来リナリ
産出種類	小目網トハ惣稱ニシテ之ヲ區別セル五種アリ 一。三拾廻リ 二。貳拾廻リ 三。十八廻リ 四。十六廻リ 五。十四廻リノ五種トス
効用	三拾廻リ貳拾廻リハ鰯及ヒ鱒等捕獲スルニ用イ十八廻リ十六廻リ十四廻リ如キハ鱻及ヒ鱈等ヲ捕獲スルニ用ユ
販路	泉苧淡苧紀苧浦々へ販賣ス
産出高惣計	壹ヶ年小目網五種ニテ四千九百反
販賣高惣計	壹ヶ年小目網五種ニテ四千五百反 代金三千四百五拾円

松宮家と製網業 — 漁網商松宮太郎兵衛のはじまり —

基礎資料の開業沿革には「我祖松宮太次平宝永弍年中網商ヲ始」と記されている。この記述から、松宮太次平が宝永2（1705）年に漁網商を始めたことが確認できる。

しかし、先述の「松宮太郎兵衛家について」で触れたが、家譜によると漁網製造に関する記述は享保年間に生まれた初代太郎兵衛の項が初出である。基礎資料をもって創業時期が宝永年間であると断定することはできないが、明治24（1891）年の史料である「（松宮茂一郎宛、竹右衛門書状）」〈目録番号284〉に含まれている封筒の裏面には「寶永二年創業、紀州製網老舗」と印刷されていた。少なくとも基礎資料が作成された明治22年頃には、創業の由緒を宝永年間としていたことが推察される。

なお、基礎資料中の松宮太次平は、家譜にみられる「松宮太次兵衛」と同一人であると推察される。

（松宮茂一郎宛、竹右衛門書状）〈目録番号284〉

（住所、日付略）

寶永二年創業

紀州製網老舗

紀州有田郡湯浅町
屋号（ハ+田）松宮太郎兵衛
電信略号 アミタ
（書状略）

漁網製造 ー麻から綿への転換と編網機械の導入ー

松宮太郎兵衛の漁網製造は、基礎資料中に「但馬産ノ扱苧ヲ以テ製造ノ原質」とし「但馬産ノ扱苧ヲ以テ績綜シ而シテ後チ結網」すると記されている。少なくとも基礎資料が作成された明治 22 年の段階では、但馬産の苧を漁網の原材料として使用していたことが確認できる。先述の「商店名としての松宮太郎兵衛」で扱った史料「(諸網ならびに麻類等大安売りにつき広告)」〈目録番号 149〉には「但馬糸」の記述がみられる。このことから、但馬産の苧が主たる原材料であったと推察される。

但馬産以外の苧の仕入れに関し、明治から大正期にかけて麻の生産が盛んだった広島県安佐郡（旧高宮郡）古市（現広島市安佐南区古市）の業者から松宮太郎兵衛宛の史料 2 点〈目録番号 194、248〉が確認できた。また、産地とは断定できないものの、高知県安藝郡津呂村（現高知県室戸市）〈目録番号 71-6、230、258〉、大阪〈目録番号 132〉、神戸〈目録番号 234〉の各業者と苧の取引をうかがわせる史料が確認できた。

苧取引に関する史料として、高知県安藝郡津呂村、金澤悦弥太商店の史料から 1 点〈目録番号 230-2〉紹介する。

注文（2 ツ差苧、目方 20 貫目につき）〈目録番号 230-2〉

注文

一 二ツ差（糸偏に苧） 目方 貳拾貫目

但貴店見本ノ通り品柄

可成上ハヨリノ若キ分

右御注文申上候處至急御送荷被下度
及御注文候也

(明治)二十七年五月廿九日 高知縣安藝郡津呂村 (以下略)

電略号 カナサワ又ハ カナヤ 金澤悦彌太 (印)

屋号 (ハ+田) 松宮太郎兵エ様

上記史料中の年月日に年号は付されていないが、高知県安芸郡津呂村は明治 22 年 4 月の市町村制実施以降、昭和 3 (1928) 年町政施行により津呂町となるまで続いた地名である。このことから、史料中の「二十七年」は明治 27 (1894) 年であることがわかる。

漁網の原材料について、松宮太郎兵衛では明治 29 (1896) 年頃から綿糸も使用されるようになったようである。このことは、日本カタン糸株式会社取引関係史料〈目録番号 236〉で確認できる。なお、カタン糸は木綿糸のことであり、カタンはコットンが訛ったものである。なお、綿糸取引に関する史料は、日本カタン糸株式会社取引関係史料以外でも数件確認できるがここでは割愛する。

明治 35 (1902) 年頃より松宮太郎兵衛は編網機械導入に向け動き出す。三重県四日市市の三重製網所取引関係史料〈目録番号 237〉でその動向が確認できる。三重製網所で機械操業に関する授業を受けるため、明治 35 (1902) 年 11 月 18 日から 12 月 10 日まで松宮太郎兵衛から 2 名派遣されたことを示す史料〈目録番号 238-1~6〉も確認できた。また、後段で紹介する「日誌」でも、編網機械が導入されたことを示す記述が「日誌 明治卅六年一月一日ヨリ全年十二月卅一日ニ至ルノ記事」〈目録番号 338-4-1〉明治 36 (1903) 年 1 月 8 日付記事欄外で確認できた。日誌には「網器械創ム」と記されており、松宮太郎兵衛における機械製網の開始時期であると考えられる。

綿糸については日本カタン糸株式会社取引関係史料 (表 2) を、編網機械導入に関する史料は三重製網所取引関係史料 (表 3) をそれぞれ目録の抜萃という形で紹介をする。

表 2 日本カタン糸株式会社取引関係史料

目録番号	年月日	標題	作成	宛名
236-3-1	2 月 16 日	(撚糸の値段照会につき書状)	カタン会社賣買掛り	松宮太郎兵衛様
236-3-2	4 月 20 日	(撚糸照会につき見本糸送付ならびに回答書)	日本カタン糸株式会社 [印]	松宮太郎兵衛様
236-3-3		(撚糸値段につき照会)	[日本カタン糸株式会社]	
236-3-4	明治)29 年 7 月 19 日	(撚糸取引につき書状)	日本カタン糸株式会社賣係り [印]	松宮太郎兵衛様

表3 三重製網所取引関係史料

目録番号	年月日	標題	作成	宛名
129	明治36(1903)年8月22日	(三重製網所取引関係書状)	三重縣四日市市 (社章) 三重製網所	松宮太郎兵衛様
237-1	明治35(1902)年3月12日	(編網機械の件書状)	三重製網所	松宮太郎兵衛様
237-2	明治35(1902)年6月23日	(網製造代価につき書状)	三重製網所	松宮太郎兵衛様
237-3	明治35(1902)年10月18日	(編網機械照会につき回答書)	三重縣四日市市 三重製網所	松宮太郎兵衛様
237-4	明治36(1903)年10月31日	(工場実地観覧につき案内状)	四日市市濱町 三重製網所 西口利平	紀州 松宮太郎兵衛様
237-5	明治37(1904)年2月2日	(製網機械の代金の件につき書状)	三重製網所	松宮太郎兵衛様
237-6	明治36(1903)年12月13日	(戸田保二郎氏所有編網機械照会につき回答書)	四日市三重製網 西口利平	松宮太郎兵衛様
237-7	明治37(1904)年1月26日	(注文金具勘定書および回答)	三重製網合資会社	松宮太郎兵衛様
237-8	明治38(1905)年4月21日	(機械使用につき書状)	三重縣四日市市濱町 三重製網合資会社	松宮太郎兵衛様
239	明治36(1903)年10月16日	記(止針等代金7円45銭につき)	三重縣四日市市 三重製網所(印)	松宮太郎兵衛様
241	明治38(1905)年4月15日	發送第二三三號 出荷案内書	三重縣四日市市濱町 三重製網合資会社(印)	松宮太郎兵衛様

漁網の販路

販路について、基礎資料では「泉芴淡芴紀芴浦々へ販賣ス」と記されている。当時の販路は、現在の大阪府南西部、淡路島、和歌山県内であったこ

とが読み取れる。

販路に関する史料として、和歌山県内に支店を展開していたことをうかがわせる史料と、基礎資料に記された地域とは異なるが、県外地域に販路を拡張していたことが推察できる史料を紹介する。

約定証（金 18 円借用につき）〈目録番号 159-60〉

約定証

一 金拾八円也 但無利足

右ハ今般示談之上前書金額約定ヲ以テ

本年旧七月ヨリ来ル明治廿九年旧拾貳月迄

毎月廿五日限り金壹円之無間違返濟可仕候

依テ為後日約定証差入置候也

西牟婁郡江住村大字江住

明治廿八年旧六月十二日 藤井常三郎（印）

串本村

松宮支店

城郭源七殿

契約書（松宮太郎兵衛製造漁網および麻糸類販売契約締結につき）〈目録番号 127-2〉

契約書

松宮太郎兵衛製造漁網及麻糸類ヲ山本太次兵衛ニ於テ販賣スルニ付双方ノ間ニ契約ヲ締結ス

但契約書中甲ハ松宮太郎兵衛ニシテ乙ハ山本太次兵衛ノ略称ナリトス

第一条 乙ノ販賣スル区域ハ駿遠参尾勢ノ五ヶ國ヲ限リトス

第二条 甲ハ此区域内ニハ假令如何ナル理由アリト雖モ乙ノ承諾ヲ得ザル限りハ一切取引ヲ謝絶スルノ義務アルモノトス

第三条 乙ハ此ノ義務ニ酬ユル精神ヲ以テハ製品ノ善悪ヲ鑑別シテ改良ノ実ヲ揚グルトハ製品販賣ノ擴張ヲ計ルノ義務ヲ負ウ

第四条 甲ハ乙ノ要求ニ應ジテ熱心改良ヲ計リ乙ノ満足ヲ得セシムル製品ヲナスベキモノトス

第五条 乙ハ假令如何ナル理由アルモ紀州湯浅地方ニ於テハ甲以外ニ於テ取引ヲナサザルノ義務アルモノトス

第六条 甲ノ製品ヲ他ノ名義ヲ以テ乙ノ区域内ニ販賣シ乙ハ又他ノ名義ヲ以テ甲ノ地方ニ取引店ヲ開設スルヲ得ズ

第七条 甲乙一方ガ此契約ニ違背スル時ハ直ニ善意ノ一方ヨリ解除スルト雖モ拒絶スルヲ得ザルモノトス

但違約ニ依リテ是レガ爲善意ノ一方ガ損害ヲ受ケタル場合ニハ是ガ辨償ノ責アルベシ
右契約ノ条件ヲ双方確守スルノ証トシテ本書貳通作り連印シ各壺通ヲ藏メ置クモノトス

明治三十四年三月

愛知縣知多郡豊濱村

山本太次兵衛（印）

「約定証（金 18 円借用につき）」〈目録番号 159-60〉は、串本村（現東牟婁郡串本町）の松宮支店城部源七に宛てられたものである。松宮太郎兵衛は少なくとも明治 28（1895）年頃には和歌山県内に支店を持っていたことが推察できる。また、「契約書（松宮太郎兵衛製造漁網および麻糸類販売契約締結につき）」〈目録番号 127-2〉は、松宮太郎兵衛と愛知県知多郡豊浜村（現愛知県知多郡南知多町）の山本太次兵衛との間で販売契約締結を示す史料であり、県外業者と業務提携をしていたことが確認できる。

網屋仲間について

基礎資料の内容から話はそれるが、松宮太郎兵衛家文書では、湯浅村（現湯浅町）および広村（現広川町）で網屋仲間が形成されていたことをうかがわせる史料が確認できるので少々触れておく。

「寄合諸色扣」〈目録番号 37〉の中にみられる明治 23（1890）年旧正月組合連名の改正に関する記述には、阿瀬誠治郎、藤野秀造、廣田楠太郎、能

見安吉、數見善七、村田忠七、塚田安吉、坂口文之助、青石善助、能見市郎右衛門、山寄喜平、數見羽太夫、戸田保太郎、玄後嘉平、松宮太郎兵衛の15名が列記されている。この15名の湯浅村、広村の内訳について、「割合帳」〈目録番号1〉の印影から数軒は判明したが、詳細な内訳に関しては検討が必要である。

その他、網屋仲間、網商組合に関する史料は下記のとおりである（表4）。

なお、網屋について『湯浅町誌』には、明治に入り「一事業者が急増して、湯浅に十一戸、広に四戸を数える」と記述されていることを付しておく。

表4 網屋仲間、網商組合に関する史料

目録番号	年月日	標題	作成	宛名	備考
1	明治25（1892）年	割合帳	網屋仲間		網屋の印影多数
41	明治5（1872）年正月	割合帳	網屋仲間		
53	明治5（1872）年正月	末年網賣揃反掛り銭上納帳	湯浅村網職仲間		
65	安政2（1855）年正月	割合帳	網屋仲間中		
180	明治)22（1898）年旧5月	（支払金書上台帳）	[湯浅網商組合]		

ここまでは「松宮太郎兵衛家文書」を見てきたが、次項では「日誌」についてみていくことにする。

「日誌」について

「日誌」（目録番号338）は、帙製本された明治21（1888）年から明治38（1905）年まで18年間、計17冊の日誌史料である（ただし明治31（1898）年欠）。

日誌は上下二か所がそれぞれ二穴で紐綴されている。記述はほぼ毛筆で、明治35（1902）年までは松宮康秀氏の手によるものであり、明治36年4月21日以降は代筆と思われる部分が散見し、後段で紹介するが、最晩年の明治38年は表紙の題字を除き代筆であると思われる。

日誌には、ほぼ毎日天候が記されている。内容は、時事的な事柄や自身の体調に関すること、豪雨や地震といった災害に関することなどが記されている。町議会議員としての活動も少々確認できた。欄外には、地域を問わず地震、豪雨といった自然災害があったこと、蜜柑や柘榴の栽培に関するこ

とや豊漁不漁といった事柄を端的に記していることもある。時には、現在歴史教科書で見ることができるような事件についても記されていた。

なお、漁網製造に関する記述はほとんど見られないことから、漁網商としての業務日誌とは異なる面を持っていると考えられる。明治 38 年を除く日誌冒頭に記された「年々勤慎日心得」（原文ママ）に、「松宮主人康秀」と記されていることから、漁網商松宮太郎兵衛ではなく松宮家の主人による私的日誌の色合いが強いと推察される。

この項では、まず始めに明治 27 年の日誌〈目録番号 338-2-2〉から「年々勤慎日心得」を紹介する。なお、「年々勤慎日心得」は年により記述のされ方が若干異なるが内容に相違はない。

日誌 明治廿七年一月一日ヨリ全年十二月三十一日ニ至ル記事〈目録番号 338-2-2〉

年々勤慎日心得

八月廿七日 旧七月七日 顕國社へ

八月廿八日 旧七月八日 妙見社へ

九月十七日 旧七月廿八日 能仁寺へ

九月廿日 旧八月二日 四方拝ス

嘉永七年子十一月五日母ノ為ニ助ケラル全ク恩愛ニ依テ危難ヲ免カレシ日ナリ

○我村海嘯ニテ人多ク死セシ日ナリ

右年中五ヶ日ハ余一生ノ内不可忘護身想恩日ナリ依テ年々冊子ノ始メニ誌ス

松宮主人

康秀識ス

「年々勤慎日心得」に記された嘉永 7（1854）年 11 月 5 日は安政南海地震の日にあたり、その津波に関することを記したものと推察できる。

家譜によると、康秀氏の生年は安政 3（1856）年で、「嘉永七年子十一月五日母ノ為ニ助ケラル全ク恩愛ニ依テ危難ヲ免カレシ日」が、康秀氏に関することであるかは考察が必要なところである。

災害の記録について

18年間17冊の日誌は、前述のとおり漁網製造以外の内容がそのほとんどで、暴風雨や水害、地震といった災害の記録について、時には本文に書き記し、時にはメモのように欄外に記されている点が特徴の一つと思われる。

地震について関心を払っていたことは、先に紹介した「年々勤慎日心得」の内容から推察できるだろう。本史料中には、明治24（1891）年の濃尾地震、明治29（1896）年の明治三陸地震について、日誌に記すとともに当時の新聞付録が日誌内に挟み込まれていた（目録番号338-1-4、338-2-4）。

暴風雨、水害の記録は、本文や欄外に何度も記されているが、ここでは明治22（1889）年8月19日に湯浅を襲った暴雨災害に関する日誌の一部を紹介する（目録番号338-1-2）。

日誌 明治廿二年老月一日ヨリ全年十二月三十一日ニ至ル記事〈目録番号338-1-2〉明治22年8月19日

八月十九日 七月廿三日 暴雨

本日ハ暴風雨ナリ 風ハ東南風ナリ 頗ル出水ス 人家悉皆戸ヲ閉チタリ

本日ハ古来稀ナル暴雨ニテ其概況ヲ示セハ 本日午前七時ヨリ昨夜ニ續キテ暴雨トナリ 風ハ西南風ニテ強シ （中略） 午前八時ヲ續テ暴雨頗ル激シ 町内凡テ川ヲナシタリ 午後四時比ロヨリ川原島ノ内及ヒ北川養仙寺裏及ヒ向イ島等ニ水ノ増シタル為メ人ノ往来ナラサルニ至ル 島ノ内中川原邊ノ出水甚タシク舟ヲ以テ往来セネハナラヌヲニナリタリ 午後五時六時ニ至リテハ益々甚タシク人家流出及ヒ人死等アルニ至ル
（以下略）

8月19日の暴雨災害は、時系列で被害状況の広がりを克明に記し、その後あらためて被害状況の詳細が記されている。8月19日以降も、数日にわたり湯浅だけではなく県内の状況が書き留められていた。この8月19日の災害は『湯浅町誌』にも記述がある。

また、同年9月11日の暴雨による被害状況について、有田郡を含む和歌山県内各地の状況を「水害ノ損害」として記しているが、誌面の関係上紹介は割愛する。日誌には暴雨災害の新聞付録が挟み込まれていたことを付記しておく。

ペストの記録について

自治制施行後の明治 22 (1889) 年から明治 34 (1901) 年まで町議会議員を務めていた松宮太郎兵衛の姿が垣間見える史料の一つとして、明治 33 年 11 月、湯浅町で発生したペスト病に関する記事の一部を抜粋の形で紹介する〈目録番号 338-3-2〉。

日誌 明治三十三年一月一日ヨリ全年十二月卅一日ニ至ルノ記事〈目録番号 338-3-2〉明治 33 年 11 月 27 日～30 日

十一月廿七日 十月六日 晴天

本日湯浅町新屋敷ニペスト患者発生ス

十一月廿八日 十月七日 曇天

本日ハ主人湯浅町衛生事務所へ詰切り町内ペスト病ノ事ニ付協議ス

十一月廿九日 十月八日 雨天

本日ハ衛生事務所ニ詰切ペスト病ノ件ナリ

(ペスト) 病撲滅法ヲ施行スルニ付和歌山縣廳ヨリ醫部長一人衛生課長一人医生弍名外巡查五十人繰出来リ

湯浅町福藏寺へ其事務所ヲ張ル 何レモ終日終夜詰切ナリ

(以下略)

十一月三十日 十月九日 晴天

本日モ衛生事務所へ詰切ナリ

衛生事務所ハ字中町役場ノ前ニ設タリ

(以下略)

11 月 27 日のペスト発生以降、連日にわたり衛生事務所へ赴きペスト病の対応にあたっていたようである。紹介した記事以降もペスト病に関する記述が散見する。『湯浅町誌』によると、明治 33 年のペスト病は明治 34 年に収束し、罹患者 19 名のうち死者 14 名を出した。

明治 38 (1905) 年の日誌について

最後に、明治 38 (1905) 年の日誌が代筆であることを示す史料として、表紙の裏面に記された記述を紹介する。

日誌 明治三十八年一月壹日迄全十二月卅一日迄記事〈目録番号 338-4-3〉

表記ノ日誌二字ハ故笑溪

慈父ノ本年一月一日病奪

中記サレシモノナリ永年日誌

ニ執筆サレシ最後ノモジト

ス噫

史料の内容から、表紙に記された「日誌」の二文字が康秀氏最後の自筆と考えられる。

日誌の記述者について、松宮太郎兵衛家文書ならびに家譜の筆跡からその大半は松宮康秀氏が記したものであるといえるだろう。しかし、明治 36 年 4 月 21 日以降、康秀氏とは異なる筆跡が散見するようになり、明治 38 年の日誌は、先に記した通り「日誌」の二字以外は康秀氏以外の人物が記したと言ってよいだろう。また明治 38 年の日誌は筆跡以外にも、記事中に「主人」という言葉の使用や、ひらがな交じりの文体が一部にみられるなど、代筆であることをうかがわせる部分が見受けられた。

3 月 24 日の記事に「永眠ニ就キ給ヘリ」との記述があり、この日以降の記事は康秀氏以外の人物による記述であると断言してよいだろう。

なお、明治 38 年の日誌は、「七月三十日 旧六月廿九日 晴天」が最後の記事となっている。

松宮家に関する二つの史料から一部を紹介したが、「松宮太郎兵衛家文書」は漁網製造に関し興味深い点がみられる史料であり、「日誌」は、明治期に湯浅で生活を営んでいた一人の人物の目を通して日常や情勢が記された興味深い史料である。

(文責 相原隆一)